

管理職員特別勤務手当に関する規則

平成11年7月1日

規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例（平成11年彩の国さいたま人づくり広域連合条例第5号）においてその例によることとされている職員の給与に関する条例（昭和27年埼玉県条例第19条。以下「条例」という。）第16条の2第3項の規定に基づき、管理職員特別勤務手当の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給額等)

第2条 条例第16条の2第3項第1号の規定により規則で定める額は、次の各号に掲げる職の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 事務局長 10,000円

(2) 部長 8,000円

2 条例第16条の2第3項第2号の規定により規則で定める額は、次の各号に掲げる職の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 事務局長 5,000円

(2) 部長 4,000円

附 則

この規則は、平成11年7月1日から施行する。

附 則（平成12年4月1日規則第3号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年4月1日規則第3号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年4月1日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年4月1日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年4月1日規則第5号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日規則第5号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月15日規則第3号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 27 日規則第 2 号）
この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。